

平成 30 年度移動支援の改定内容

1. 片道支援加算の創設

(1) 内容

学校への通学や日中活動事業所への通所のための移動支援の場合、片道支援において、目的地が遠方である場合には、ヘルパーがサービス提供後に通常の営業地域に戻るための報酬が全く算定されないこととなり、近距離での移動支援と比べ、事業者の負担が大きい。このため、遠方の片道支援では、通常よりもサービス提供を担うヘルパーの確保が困難な状況が生じている。

については、遠方の片道支援にかかるヘルパー報酬の一定の評価として、長時間の片道支援につき、加算を設けるもの。

(2) 加算対象となる移動支援

下記の要件をすべて満たす場合に加算を算定する。

- ①片道支援
- ②外出内容は下記に該当する外出（以下、「通所等」という。）に限定
 - ア 小・中・高校・大学への通学
 - イ 障害福祉サービス事業所等への通所
 - ※障害福祉サービス事業所（通所）、障害児通所支援事業所、地域活動支援事業所
- ③片道の移動に 1 時間を越えた時間（算定時間 1.5 時間以上）を要する外出

①片道支援

- ・往路、復路をそれぞれ算定可能

②について

上記の対象施設に限定する。

③について、

【算定例】

- 算定可能：8:00～9:30（算定時間 1.5 時間）
- 算定可能：8:00～9:15（算定時間 1.5 時間）
- × 算定不可：8:00～9:00（算定時間 1.0 時間）

- ・通所等に要する時間のみで算定時間 1.5 時間以上となること

事例

【①通所等に要する外出 + ②余暇外出 = 2.0 時間 となる場合】

×算定不可能な場合

①通所等に要する外出： 1.0 時間

②余暇外出： 1.0 時間

→①通所等に要する外出が 1.5 時間以上ないため、算定不可

○算定可能な場合

①通所等に要する外出： 1.5 時間

②余暇外出： 0.5 時

→①通所等に要する外出が 1.5 時間以上であるため、算定可能

※①通所等に要する外出時間の判断にあたっては、通常に通所等にかかる外出時間をもとに判断することとする。

(3) 加算単価

1 回の片道支援につき、500 円加算（利用者負担額 50 円）する。

(4) 提供内容の記録方法

サービス提供記録に、従前の取り扱い通り、「サービスの具体的内容」として、外出先を適切に記録する。

2. 報酬算定方法等の変更

(1) 概要

報酬の算出の方法につき、国制度と同様の報酬算定方法および支給量管理方法で行うこととする。

	現行	変更後
報酬算定	提供実績の時間に基づき所要時間を算定	計画時間に基づき所要時間を算定（国制度と同様）
支給量管理	支給量 \geq 提供時間の合計	支給量 \geq 算定時間の合計（国制度と同様）

(2) 報酬算定方法

①算定方法

実際に要した時間により算定するのではなく、計画に基づいて行われる時間に基づき算定する。

②留意点

事業者は、計画を作成するに当たって、支給量が 30 分を単位として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。

③具体例

計画が 9:00～9:30、実際の提供時間が 9:00～9:35 の場合
→計画時間に基づき、「移動 0.5H」で算定する。

(3) 支給量管理

①管理方法

算定時間数の合計が、支給量を超えないように管理する。

②具体例

支給決定時間が 10 時間の利用者の場合で、計画時間 9:00～10:00、実際の提供時間が 9:00～9:50 のケース。
→算定する「移動 1.0H」の時間数である「1.0H」を基準に管理する（国制度と同様）。仮に同内容の提供時間で提供する場合には、最大 10 回提供可能となる。

○ 1.0 時間×10 回＝10 時間
× 50 分×12 回＝10 時間

③留意点

下記事例のように、支給量管理の方法の変更により、算定時間数の合計が支給量を超えてしまうような場合には、実際の算定時間を考慮した支給決定となるよう変更する必要があるため、支給量の変更申請を行うようにすること。

例

通学で、支援に 50 分要するケース。

支給量が 50 分をもとに計算されている場合だと、支給量が、50 分×5 日×5 週＝21 時間（1250 分）となる。

実際の算定において、ひと月に 23 日利用する月においては、算定時間が 23 時間（1.0 時間×23 日）となり、変更後の支給量管理において、算定時間が超過してしまう。

3. 1 日を超える外出（日をまたぐ外出）について

1 日を超える外出（日をまたぐ外出）については、移動支援の対象としないものとしていた。

平成 30 年 4 月の国の報酬改定において、重度訪問介護等の外出について、「原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止することとなった。

これにつき、移動支援の取り扱いについても、国の取り扱いに準じ、1日を超える外出を可能とする。算定は、実際に支援を行った時間について行うものとなる。

4. 実績記録票におけるサービス提供者欄の取り扱いについて

(1) 内容

現在、実績記録票のサービス提供者欄は、「サービス提供者印」として、提供したヘルパーの印（又は署名）を記載することとなっているが、下記のとおり変更を行う。

(2) 変更内容

	現行	変更後
欄の名称	サービス提供者印	サービス提供者名
記載内容	ヘルパー印、または、ヘルパーの署名	ヘルパー印や署名に限らない(管理者等による記載や印字でも可能)

5. 改定に伴う請求方法の変更

(1) 請求書関係

①実績記録票

- ・様式変更あり。
- ・「片道支援加算」の欄を追加。該当する場合には、「1」を記入する（2人派遣の場合は「2」）。
- ・「サービス提供者名」欄に変更
- ・算定時間の変更に伴う修正

②明細書

- ・様式変更はない。
- ・片道支援加算を算定する際には、当該算定コードを記載

(2) 事業者システムのバージョンアップ

今回の改定に対応するため、事業者システムを更新する。

(3) 請求データ

片道加算を算定する場合には、必ず最新の事業者システムで作成したデータで請求すること。

それ以外の場合、従来のシステムで作成したデータでも請求することは可能だが、様式の変更等があるため、速やかに事業者システムの更新を行うこと。

6. 変更時期

平成 30 年 4 月提供分より適用する。

ただし、実績記録票については、経過期間として、平成 30 年 10 月提供分までは、片道支援加算を算定する場合を除き、従前の様式を利用することも可能とする。

【お問合せ先】

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課認定支払係

電 話 : 052-972-2639・2602

F A X : 052-972-4149